

学校生活のきまり

令和 8 年 4 月 1 日

生活指導部

1 登校・下校

- (1) 午前 7 時から 8 時 20 分（学級タイム[T]開始）までの間に登校する。8 時 25 分以降は遅刻とする。遅刻した者は、すみやかに教室に入ること。
- (2) 各時間の授業について、15 分以上遅刻した者は欠課扱いとなる。
- (3) 下校時刻は年間を通じて午後 5 時とし、以後の居残りは原則として認めない。ただし、部活動特別居残り活動届により認められたものについては、担当教員の責任のもと、午後 5 時 40 分まで部活動を延長することができ、午後 6 時を完全下校時刻とする。自習室での自習は午後 7 時までとする。なお、長期休業中の下校時刻は午後 4 時 30 分とし、自習室も午後 4 時 30 分までとする。
- (4) 始業時刻から終業時刻まで外出しないことを原則とする。ただし、特別の理由があって外出する者は、担任（担任不在の場合は他の学年担任）より外出許可を得る。
- (5) 早退をする場合は、養護教諭もしくは担任（担任不在の場合は他の学年担任）の許可を得て下校し、自宅に到着後担任に電話する。
- (6) オートバイ・自転車による通学は禁止する。
- (7) 土曜・日曜・祝日等の休校日について、土曜講習と部活動以外は登校しないことを原則とする。
- (8) 土曜・日曜・祝日は、自習室を使用することはできない。
- (9) 閉庁日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は登校禁止とする。

2 服装・頭髪

- (1) 本校生徒は本校の定める制服を着用する。上着（学ラン、ブレザー）には本校制定のバッジを必ず付ける。
- (2) ワイシャツ及びブラウスの色は白色に限り、ポロシャツ及びカラーシャツは不可とする。
- (3) 登下校時は上着を着用する。ただし、気候に応じて上着なし、学校指定のセーター、ベストも可とする。

- (4) 私物のカーディガン、セーター、ベストのみの登下校は不可とする。
- (5) 私物のカーディガン、セーター、ベストの色は、単色で黒、紺、グレー、白、茶、クリームのみとする。
- (6) 気候に応じてグレー色のスラックス、スカートも可とする。
- (7) パーカー及びトレーナーは不可とする。
- (8) コート、靴等は華美なものをさける。
- (9) 土曜、日曜、祝日に登校する場合も定められた制服で登校する。
ただし、部活動のみを目的として登校する場合は各部活動で購入した部活着も可とするが、同日に部活動以外の用件が重なる場合は制服で登校すること。
- (10) やむを得ない事情で前記以外の服装をする場合には、諸届欄にその旨を記入し学級担任の許可を受ける。
- (11) 頭髪に手を加えてはならない。

3 その他

- (1) 教科担任不在による自習の際は教室で学習する。教室の外に出たり、自習室を使用したりしないこと。
- (2) 登校・下校の際は掲示物に注意を払う。
- (3) 校内設備並びに教具等を破損した場合には、関係の先生に申し出て指示を受ける。場合によっては弁償の責任を負うこともある。
- (4) 所属教室、所属部室以外の場所の使用を希望する場合には、あらかじめ許可を得ること。
- (5) 所持品の管理に留意し、必ず学年、組、氏名を記入する（教室移動及び部活動の際、貴重品は必ずロッカーに入れて施錠するか、現場に持っていくこと）。
- (6) 掲示物については、生活指導部の指導の下、認印を貰った上で、所定の場所に掲示する。
- (7) 印刷物の配布については事前に生活指導部の許可を得る。
- (8) エレベーターについては、生徒の使用を禁止する。